

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に
おける対象地域外，出生年月日外の開示についての要請書

2011年（平成23年）11月24日

日本弁護士連合会

第1 要請の趣旨

当連合会は環境省に対し，下記の項目について，2011年12月31日まで
に，環境省のホームページ上で公開するなど広く一般に明らかにするよう要請す
る。

記

熊本県，鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を多食したと認
められる者，新潟県においては阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者で，
対象地域の内外あるいは出生年月日を問わず水俣病被害者の救済及び水俣病問題
の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく申請をした者（な
お，開示に当たっては，2011年3月31日までに申請した者と同年4月1日
以降に申請した者とを区別されたい。）及び裁判原告で和解した者のうち，

1 特措法における救済対象地域外の開示

- (1) 特措法に基づく救済対象地域外（以下「地区外」という。）で申請した者
の総数及び地区ごとの総数
- (2) 地区外で救済対象者となった者のうち，一時金交付者，被害者手帳交付者
の総数及び地区ごとの一時金交付者，被害者手帳交付者の総数
- (3) 地区外の者のうち救済対象から除外された者の総数及び地区ごとの総数
- (4) 地区外の者のうち救済対象となった者の基準，判定の理由
- (5) 地区外の者のうち救済対象から除外された者の救済基準，判定の理由

2 特措法における救済対象出生年月日外の開示

- (1) 熊本県，鹿児島県では1969年（昭和44年）11月30日以降に出生
した者，新潟県では1966年（昭和41年）11月30日以降に出生した
者（以下「出生年月日外」という。）で，申請した者の総数及び出生年度ご
との申請した者の総数
- (2) 出生年月日外で救済対象者となった者のうち，一時金交付者，被害者手帳
交付者の総数及び地区ごとの一時金交付者，被害者手帳交付者の総数及び地
区外の一時的交付者，被害者手帳交付者の総数
- (3) 出生年月日外で救済対象者から除外された者の総数及び出生年度ごとの

総数

3 裁判原告における地区外の開示

- (1) 裁判原告（熊本地裁，大阪地裁，東京地裁，新潟地裁）（以下「裁判原告」という。）のうち地区外の裁判原告の総数，地区ごとの総数，出生年月ごとの総数（裁判所ごとに回答されたい。以下も同様である。）
- (2) 裁判原告のうち地区外で救済対象とされた者の総数（一時金交付者数，医療費交付のみの総数）及び地区ごとの総数
- (3) 裁判原告のうち地区外で救済対象から除外された者の総数及び地区ごとの総数
- (4) 裁判原告のうち地区外で救済対象とされた原告（一時金交付者，医療費交付のみ）の救済基準，救済の理由
- (5) 裁判原告のうち地区外で救済対象から除外された者について除外の理由

4 裁判原告における出生年月日外の開示

- (1) 裁判原告のうち出生年月日外の裁判原告の総数，出生年月日ごとの総数
- (2) 裁判原告のうち出生年月日外で救済対象とされた者の総数及び出生年度ごとの総数
- (3) 裁判原告のうち出生年月日外で救済対象から除外された者の総数及び出生年度ごとの総数
- (4) 裁判原告のうち出生年月日外で救済対象とされた原告（一時金交付者，医療費交付のみ）の救済基準，救済の理由
- (5) 裁判原告のうち出生年月日外で救済対象から除外された者について除外の理由

第2 要請の理由

当連合会は2010年（平成22年）3月18日付けで「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に関する意見書」を公表し，環境省に対しても提出した。

また，2011年（平成23年）1月27日付けで，「『水俣病被害者の救済及び水俣病の解決に関する特別措置法』に関する人権救済申立事件」において人権侵害の可能性を認め，勧告書を公表し，同様に提出した。

以上の措置に対してこれらの意見書や勧告の実効性や今後の動向を調査するために必要であること，及び下記のとおり事情があるので本件の要請に及んだ次第である。

1 救済対象地区外及び1969年（昭和44年）12月以降に出生したものに

ついでに国の救済指針

(1) 救済対象地区外

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく国の救済措置の方針〔2010年（平成22年）4月16日閣議決定〕（以下「救済措置の方針」という。）によれば、適用対象者の要件として、不知火海などが汚染されていたとされる時期に1年以上地区内に住んでいた人を基本的な救済対象としている。そして、地区外の被害者も汚染された海の魚を多食していたこと、地区内に通勤、通学していたことなどを証明できれば対象となるとしている。しかしこのような証明に必要な資料など具体的な運用基準は必ずしも明確ではなかった。そこで環境省は指針として、汚染された魚を食べた頻度や種類、量などについて申請者に直接ヒアリングを行うことを求め、提出資料として、汚染海域で漁業をしていたことを示す「漁業許可」の書類や家族や親類に漁業者がいた場合と同居していたことを示す戸籍などを例示している。この指針は熊本県の運用と同様の内容である。

そして、この指針は裁判原告にも適用されるとしている。

(2) 出生年月日について

救済措置の方針では熊本県及び鹿児島県では1968年（昭和43年）12月31日以前に水俣湾又はその周辺水域の魚介類を多食したと認められる者、新潟県においては1965年（昭和40年）12月31日以前に阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者に加えて、「対象地域」に相当の期間居住していなかった者であっても熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県においては阿賀野川の魚介類を多食したとそれぞれ認めるのに相当な理由がある者（母体を經由してメチル水銀の曝露を受けた可能性がある場合を含む）としている。

具体的には熊本県鹿児島県においては1969年（昭和44年）11月末までに生まれた者、あるいは新潟県においては1966年（昭和41年）11月末までに生まれた者であっても、臍帯、胎毛筆（赤ちゃん筆）の毛又は（妊娠中の）母親の毛髪における高濃度のメチル水銀の曝露の可能性を示すデータなどの科学的なデータのあるものについては、どこでメチル水銀の曝露を受けた可能性があるか原因を確認した上で、救済措置の地区要件、症候要件と併せて総合的に判断するとなっている。

2 地区及び出生年月日によって線引きすることの合理性について

(1) 救済対象地区についての国の考え方とその問題点について

対象地区の線引きについてはその根拠はあいまいである。

山間部等については依然として限定的であり，とりわけ魚の行商ルートについては十分な考慮がなされた形跡はない。

- (2) 藤野紘医師（水俣協立病院名誉院長）や高岡滋医師（神経内科リハビリテーション協立クリニック院長）の研究では1969年（昭和44年）12月以降に生まれた若い世代にも，水俣病に見られる感覚障害などの症状が高い確率で出現していることが明らかにされている。

研究では，2005年（平成17年）から2010年（平成22年）まで住民検診などで関わった不知火海沿岸の汚染地域の住民117名のデータを分析した。対象地区として非汚染地区（熊本市，鹿児島市，福岡市）で年齢層が異なる住民62人と比較した。さらに，117名のうち，1969年（昭和44年）11月までに生まれたA群54人とそれ以降に生まれたB群63人で比較した。

その結果，手足先と全身性の感覚障害は，A群100%，B群84%で見られ，大差なし。口周囲の感覚障害は，A群15%，B群33%と，高い数値が示された。

また，117名のうち，手足先の感覚障害が認められた最年少は1983年生まれであった。

以上から，救済対象者を1969年（昭和44年）11月までとする医学的根拠は全くない。

3 資料を開示することの意義

- (1) 地区外の裁判原告については約7割について救済対象としたと原告団が発表した，正確な人数及びいかなる要件の下で救済対象としたのかは不明である。
- (2) また，和解後，地区外の人の特措法の新規申請をしている事実がある。今後かかる新規の申請は継続的に行われることが予想される。しかしながら，その結果についてはいかなる要件の下で救済対象としたのかそれとも除外したのかについての判別は困難である。この点については環境省が全資料を有しており，いかなる要件の下でどのような場合に，かつどのような資料を基に救済対象とし，あるいは救済から除外したのかを確定する必要がある。

地区外あるいは出生年月日外との関係で，いかなる症状といかなる要件があれば患者として救済対象になるのかについて，これまで情報提供を受けて来なかったために患者として名乗りを上げることができなかった潜在患者に対して，その救済の道を開くためには今回の救済対象者となった者と救済から除外された者とのについて，その資料を開示することは不可欠である。

また特措法は救済開始から3年を目処に救済対象者を確定することを想定しているが、環境省は今後の新規の申請者については本年12月までの申請状況を見た上で、今後の申請の打切りをどうするかということを決める旨表明している。

しかし、これでは地区外あるいは出生年月日外との関係で、今後潜在患者が新たに名乗りを上げる機会を喪失させることにつながるものである。今回の救済対象者として認められるに至った要件を明らかにすることが、潜在患者が名乗りを上げる重要な契機となるものである。

本来国は不知火海沿岸全域での健康調査を実施するべきところ、それを怠って現在に至っていることが患者の全体の把握を困難にしているということを想起すべきである。

そして、発表する時期については、特措法申請を打ち切る前に情報公開しなければ、公開を求める意義はないことは明らかである。

4 チッソ分社化との関係

特措法は、救済に関する規定と加害企業たるチッソの分社化に関する規定とがセットになっており、被害者救済が完全に終わらない段階でのチッソ分社化は被害者を切り捨てることに繋がり、被害者救済の観点からは甚だ問題が多い。チッソ分社化に関する規定によると、事業会社に事業が譲渡された場合、その事業会社は水俣病にかかる損害賠償債務を承継しないとなっている。しかし、これではチッソが消滅する、あるいは仮に消滅しないとしても、既に無資力であり、チッソから補償を受けることは極めて困難である。他方、新会社には水俣病に関する債務は承継されず、かつ詐害行為取消権等の行使も特措法により禁止されることになり、これでは水俣病被害者が金銭補償を全く受けられないということにもなりかねない。特措法はその運用いかんによっては、水俣病被害者の財産権の侵害等に当たり、憲法違反の疑いもある。

このように、人権侵害の可能性を有していること、そのため特措法の運用においては、その規定を厳格に適用すべきであるということは、前記意見書及び人権救済申立における勧告書においても指摘しているところである。

本件において地区外及び出生年月日外との関係でいかなる要件で救済対象として認められたのかについて明らかにすることは、今後患者として名乗りを上げるものに対する救済の道を開くことになるし、言い換えればかかる救済の可能性が残る以上は、環境大臣は、チッソの株式の譲渡承認を行うべきではない。

その意味ではいかなる要件で救済対象として認められたのか、その区別の基準を明らかにすることはチッソの分社化について厳密にその要件を検討すると

いうことにつながるものである。

5 よって、当連合会は、環境省に対し、要請の趣旨のとおり情報の開示を求めるものである。

以 上